

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第七章 失業対策職業安定立法

第三節 失業保険法の改正

昭和二二年一月一日法律第一四六号として公布され一月一日にさかのぼって施行された失業保険法は、第五国会においてその一部が改正された(二四年五月二〇日法律第八七号)。

改正の要点は次の如くである。

(1)失業保険法の適用範囲を拡張し、土木建築、映画演劇、旅館料理店等の接客業娯楽場を新たに適用事業とした(第六条)。これは八月一日から適用される(附則第二項)。

(2)失業保険金の給付率を一律に一〇〇分の六〇に改め、日額の最高を三〇〇円とした。従来は一〇〇分の六〇を基準とし、賃金の低い者については最高一〇〇分の八〇まで逡増した率により、賃金の高い者については最低一〇〇分の四〇まで逡減した率により支給されていたものである。労働省によれば従来実際に支給された率は平均一〇〇分の五〇程度であるから、右の改正により保険金の支給は実質的に増額されるというのであるが、低額の賃金を得ていた者にとっては不利とみられる(第一七条)。

(3)失業保険金額の自動的変更規定を設けた。すなわち、労働省作成「毎月勤労統計」における工場労働者の平均給与額に二〇%の増減があるときはその度に保険金額を改めなければならない、と定めた(第一七条の三)。

(4)保険料率を一、〇〇〇分の一一から一、〇〇〇分の一〇に引き下げた。

(5)日雇労働者に対して新たに失業保険制度を設けた(第五章「日雇労働者被保険者に関する特例」)。すなわち新たに第三八条の二から一五までの規定を設けて日雇労働者に対し失業保険法を適用することにした(一九四九年一月一日から適用一附則第一項)。これは失業人口の増大に伴う日雇労働者の増加、就労機会の減少に対応した措置であるが、その主な内容は次の如くである。

1 日雇労働者の定義。日雇労働者とは日々雇用される者、又は一カ月において三〇日以内の期間を定めて雇用される者であるが、前二カ月の各月において一八日以上、又は前六カ月において通算して六〇日以上同一事業主に雇用された者を除く。

2 被保険者の範囲。

(イ)日雇労働者が、次の何れか一に該当する場合、これを被保険者とし、公共職業安定所に届け出る義務を課し、被保険者手帳を交付することとする。

a 適用区域(公共職業安定所の所在する市町村及びその隣接の市町村)内に居住する日雇労働者が適用事業所に雇用される場合。

- b 適用区域外の地域に居住する日雇労働者が、適用区域内の適用事業所に雇用される場合。
- c 適用区域外の地域に居住する日雇労働者が、労働大臣の指定する適用区域外の事業所に雇用される場合。

(ロ)前号以外の日雇労働者については、公共職業安定所に申し出ることによって、任意加入することができる。

3 受給資格および受給要件。

(イ)失業の日の属する前二暦月において三二日分以上の保険料を納付したこと。

(ロ)公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けること。

(ハ)失業の日の属する月において、通算して七日又は継続して五日の待期を経過していること。

4 失業保険金の支給。

(イ)失業保険金は、公共職業安定所において失業の認定を行った日について、その日分を支給すること。

(ロ)失業保険金は被保険者手帳に貼付した失業保険印紙の枚数に応じて一暦月において一三日分から一七日分を限度とし支給すること。

5 失業保険金額。

失業保険金の日額は、賃金の日額が一六〇円以上の者については一四〇円、一六〇円未満の者については、九〇円の定額とすること。

6 保険料額および納付の方法。

(イ)保険料の日額は、賃金一六〇円以上の者については六円、一六〇円未満の者については五円とすること。

(ロ)保険料の納入は、スタンプ制度によることとし、事業主をして失業保険印紙を購入させ、日雇労働者を雇用した都度、これをその雇用した日雇労働者の被保険者手帳に貼付させること。

(ハ)前号の義務を怠った事業主に対しては、追徴金及び罰則を課すること。

7 一般の被保険者と日雇労働被保険者との調整。

(イ)日雇労働者が二暦月の各月において一八日以上同一事業主に雇用された場合は、一般の被保険者となること。

(ロ)一般の規定による受給資格者が日雇労働者となった場合においては、一般の規定による失業保険金と、日雇の失業保険金の何れかを選択させること。

(ハ)日雇労働者が一般の被保険者となった後、その月において離職した場合は、離職前の二暦月を一般の被保険者期間とし算入すること。

右の改正に伴い、二四年六月一日労働省令第六号をもって失業保険法施行規則が全文改正されたが、さらに、日雇労働者に対する失業保険制度の適用に備え、九月一日労働省令第一七号をもってその一部が改正された。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

